

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】
＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p>	<p>4 設工認申請に記載する準拠すべき法令、規格及び基準について</p> <p>1. 発電用原子炉施設のガイドにおける規定 本要領において参考とする「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき法令、規格及び基準の考え方</p> <table border="1" data-bbox="647 716 1534 1461"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象法令、規格及び基準*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載する</td> <td>炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>許可基準規則（解釈含む）</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術基準規則（解釈含む）</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象 法令、規格及び基準*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載する	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	許可基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。	4	技術基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。	<p>4 工事計画認可申請に記載する適用基準及び適用規格について</p> <p>1. ガイド規定 「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1635 722 2522 1425"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象基準・規格*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載しない</td> <td>炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>設置許可基準規則（解釈含む）</td> <td>記載しない</td> <td>設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】</td> <td>記載しない</td> <td>現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>		対象基準・規格*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	設置許可基準規則（解釈含む）	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。	4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。	<p>炉規制関係法令、技術基準規則等について、適用は自明であるが、事業許可（指定）において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合性を踏まえ記載する。</p>
No.	対象 法令、規格及び基準*	記載要否	理由																																								
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載する	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。																																								
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																								
3	許可基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。																																								
4	技術基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、 事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。																																								
	対象基準・規格*	記載要否	理由																																								
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、 設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。																																								
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																								
3	設置許可基準規則（解釈含む）	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。																																								
4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。																																								

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象法令、規格及び基準*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>審査基準 【実用炉の火災防護に係る審査基準】</td> <td>記載する (枠外)</td> <td>適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「法令, 規格及び基準」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ガイド 【竜巻, 津波, 外部火災他】</td> <td>記載する (枠外)</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため「法令, 規格及び基準」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>J I S規格, A S M E等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象法令、規格及び基準*	記載要否	理由	5	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。	6	審査基準 【実用炉の火災防護に係る審査基準】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「法令, 規格及び基準」としてではなく, 参考として枠外に記載する。	7	ガイド 【竜巻, 津波, 外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「法令, 規格及び基準」としてではなく, 参考として枠外に記載する。	8	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)	9	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象基準・規格*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>各技術基準の解釈 【原子炉, 火力設備, 電気設備】</td> <td>記載する</td> <td>各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>審査基準 【火災防護に係る審査基準】</td> <td>記載する</td> <td>該当する「火災防護に係る審査基準」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ガイド 【竜巻, 津波, 外部火災他】</td> <td>記載する (枠外)</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>J I S規格, A S M E等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等については, 該当No.を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備においては, 告示501号及びJ S M Eにおいて適用 J I Sが明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E材に該当しない J I S材を使用している部分等について記載する。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>		対象基準・規格*	記載要否	理由	5	各技術基準の解釈 【原子炉, 火力設備, 電気設備】	記載する	各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。	6	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。	7	審査基準 【火災防護に係る審査基準】	記載する	該当する「火災防護に係る審査基準」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。	8	ガイド 【竜巻, 津波, 外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。	9	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等については, 該当No.を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備においては, 告示501号及びJ S M Eにおいて適用 J I Sが明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E材に該当しない J I S材を使用している部分等について記載する。	10	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。	<p>・再処理、加工の技術基準解釈は、「材料及び構造」の解釈であり、技術基準規則と一体で適用することが自明であることから、許可（指定）と同様に記載しない。</p> <p>・また、再処理、加工の技術基準解釈で引用されている規格は、JSME、JISのみであり、適合性判断に必要なものはNo.8 JIS規格、ASME等、No.9 学協会規格に基づき記載される。</p> <p>・実用炉に係る内容であるため削除。</p>
No.	対象法令、規格及び基準*	記載要否	理由																																																				
5	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。																																																				
6	審査基準 【実用炉の火災防護に係る審査基準】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「法令, 規格及び基準」としてではなく, 参考として枠外に記載する。																																																				
7	ガイド 【竜巻, 津波, 外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「法令, 規格及び基準」としてではなく, 参考として枠外に記載する。																																																				
8	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)																																																				
9	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。																																																				
	対象基準・規格*	記載要否	理由																																																				
5	各技術基準の解釈 【原子炉, 火力設備, 電気設備】	記載する	各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。																																																				
6	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。																																																				
7	審査基準 【火災防護に係る審査基準】	記載する	該当する「火災防護に係る審査基準」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。																																																				
8	ガイド 【竜巻, 津波, 外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。																																																				
9	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等については, 該当No.を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備においては, 告示501号及びJ S M Eにおいて適用 J I Sが明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E材に該当しない J I S材を使用している部分等について記載する。																																																				
10	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。																																																				
	<p>* 設置時、改造時等に適用した過去の法令、規格及び基準を含む。</p>	<p>* 設置時、改造時等に適用した過去の適用基準及び適用規格を含む。</p>																																																					

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 記載様式</p> <p>(1) 変更前</p> <p>新設の施設／設備については「－」を記載する。</p> <p>変更申請する施設／設備の「変更前」については、既設の設工認に記載のある法令，規格及び基準を記載する。</p> <p>なお，既設の設工認には，許可基準規則等について，適用が自明であることから記載されていない場合があるが，「2. 記載すべき法令，規格及び基準の考え方」を踏まえ，記載の適正化として「変更前」に追記する。</p> <p>(2) 変更後</p> <p>「2. 記載すべき法令，規格及び基準の考え方」に基づき，該当する法令，規格及び基準を記載する。なお，法令，規格及び基準に変更がない場合は，「変更後」に「－」を記載する。</p>	<p>3. 記載様式</p> <p>(1) 変更前</p> <p>工事計画書への適用基準及び適用規格の記載要求については，平成17年の電気事業法施行規則の改正で別表第三に規定された。</p> <p>この記載要求が規定される以前の工事計画書については，適用基準及び適用規格の記載がないことから，工事計画書記載事項だけでは変更前の適用基準及び適用規格を確認できない。</p> <p>従って，変更前については，下記について記載する。</p> <p>① 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格</p> <p>② 建設時より工認審査の前提とされていた「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（通商産業省告示501号）」</p> <p>③ 技術基準対象条文の解釈を含めて記載のある適用基準及び適用規格のうち，省令62号及びその解釈・解説に引用されている適用基準及び適用規格を基本に，実際に適用していた基準及び規格</p> <p>(2) 変更後</p> <p>上記（変更前）に記載のとおり，平成17年の電気事業法施行規則改正以降，工事計画書へ適用基準及び適用規格を記載していることから，変更後については，平成17年の施行規則改正以降の工事計画書を含めて，適用基準及び適用規格を記載する。</p> <p>具体的には下記について記載する。</p> <p>① 技術基準対象条文の解釈を含めて，記載のある適用基準及び適用規格のうち，現状設備に適用しているもの</p> <p>② 今回の変更に伴って適用する基準及び規格</p> <p>③ 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格のうち，現在も適用しているもの</p>	<p>・実用炉特有の内容であるため記載を変更</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【準拠規格及び基準】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
	<p>4. 記載方法 (記載整理)</p> <p>各施設/設備に係る法令、規格及び基準を明確化する観点から、施設/設備単位で「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」を整理、作成する。「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」の記載例を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2. No.9 学協会規格】 各設備の設計・製作に適用する学協会規格 (JEAG等) を記載する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2. No.8 JIS等】 評価基準を明確化するため J I S 規格等を記載する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2. No.2 関係他法令】 具体的な評価方法等を規定した建築基準法等の関係法令を記載する。</p> </div> <p>第1.1.1.1-1表 準拠すべき主な法令、規格及び基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>準拠すべき主な法令、規格及び基準</th> <th>1 炉 規 法</th> <th>2 炉 規 法 施 行 令</th> <th>3 廃 棄 物 管 理 規 則</th> <th>4 廃 棄 物 管 理 施 設 許 可 基 準 規 則</th> <th>5 廃 棄 物 管 理 施 設 技 術 基 準 規 則</th> <th>6 日 本 産 業 規 格 — J I S —</th> <th>7 J E A G 4 6 0 1</th> <th>8 日 本 建 築 学 会 — 鋼 構 造 設 計 基 準 —</th> <th>9 J S M E 規 格</th> <th>10 ク レ ー ン 等 安 全 規 則</th> <th>11 ク レ ー ン 構 造 規 格</th> <th>12 日 本 建 築 学 会 各 種 構 造 設 計 及 び 計 算 規 準</th> <th>13 日 本 電 機 機 工 業 会 規 格 (J E M)</th> <th>14 日 本 電 線 工 業 会 規 格 (J C S)</th> <th>15 告 示 8 号</th> <th>16 建 築 基 準 法</th> <th>17 建 築 基 準 法 施 行 令</th> <th>18 消 防 法</th> <th>19 消 防 法 施 行 令</th> <th>20 安 衛 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉規法</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>炉規法施行令</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理規則</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理施設許可基準規則</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理施設技術基準規則</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>J E A G 4 6 0 1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>JSME規格</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>告示 8 号</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消防法</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安衛法</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設 / 設備区分</p> <p><イ. 廃棄物管理設備本体></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>管理施設</th> <th>ガラス固化体貯蔵建屋</th> <th>ガラス固化体貯蔵建屋B棟</th> <th>ガラス固化体貯蔵設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 炉規法 : 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日 法律第166号) 炉規法施行令 : 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日 政令第324号) 廃棄物管理規則 : 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和63年11月7日 総理府令第47号) 廃棄物管理施設許可基準規則 : 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第31号) 廃棄物管理施設技術基準規則 : 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日 原子力規制委員会規則第10号) J E A G 4 6 0 1 : 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力幅JEAG4601・補-1984, JEAG4601-1987, JEAG4601-1991 追補版) JSME規格 : 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) JSME S NC-12005/2007 告示 8 号 : 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号) 消防法 : 消防法 (昭和23年 7月 24日 法律第186号) 安衛法 : 労働安全衛生法 (昭和47年 6月8日 法律第 57号)</p> <p>注2) 上記の他「原子力発電所の電巻影響評価ガイド」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」を参照する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2. No.6, 7 審査基準, ガイド】 適合性判断のために参考とした審査基準, ガイドを枠外に記載する。</p> </div>	準拠すべき主な法令、規格及び基準	1 炉 規 法	2 炉 規 法 施 行 令	3 廃 棄 物 管 理 規 則	4 廃 棄 物 管 理 施 設 許 可 基 準 規 則	5 廃 棄 物 管 理 施 設 技 術 基 準 規 則	6 日 本 産 業 規 格 — J I S —	7 J E A G 4 6 0 1	8 日 本 建 築 学 会 — 鋼 構 造 設 計 基 準 —	9 J S M E 規 格	10 ク レ ー ン 等 安 全 規 則	11 ク レ ー ン 構 造 規 格	12 日 本 建 築 学 会 各 種 構 造 設 計 及 び 計 算 規 準	13 日 本 電 機 機 工 業 会 規 格 (J E M)	14 日 本 電 線 工 業 会 規 格 (J C S)	15 告 示 8 号	16 建 築 基 準 法	17 建 築 基 準 法 施 行 令	18 消 防 法	19 消 防 法 施 行 令	20 安 衛 法	炉規法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	炉規法施行令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃棄物管理規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃棄物管理施設許可基準規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃棄物管理施設技術基準規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	J E A G 4 6 0 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	JSME規格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	告示 8 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	消防法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安衛法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	ガラス固化体貯蔵設備	管理施設	○	○	○		○	○	○		○	○	○	<p>4. 記載方法 (記載整理)</p> <p>工事計画への適用基準及び適用規格の記載方法については、基本設計方針検討にて作成した各施設と技術基準規則の各条文との対比一覧表に基づき、「共通条文」該当の適用基準及び適用規格については、基本設計方針のまとめ方と同様に「原子炉冷却系統施設」に記載することを基本とし、火災に関するものは「火災防護設備」、浸水に関するものは「浸水防護施設」に記載する。残りの「個別条文」については該当の施設区分毎に記載し、同一の基準及び規格が共通条文と個別条文両方に該当する場合は、双方に重複して記載する。但し、「共通条文」の適用基準及び適用規格のうち、複数の施設に適用されない場合は、適用する施設の「個別条文」として整理する。さらに、「共通条文」で「原子炉冷却系統施設」「火災防護設備」「浸水防護施設」に該当しない場合も、適用する施設に「個別条文」として整理する。</p> <p>なお、工事計画の添付書類 (各種説明書) における適用基準及び適用規格については、当該添付書類中に記載がある内容に係る適用基準及び適用規格のうち、「2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方」に基づくものを記載する。ただし、当該添付書類中に具体的な記載がなく、関係する添付書類を引用しているだけの場合は、関係する添付書類中の記載内容に係る適用基準・適用規格は記載しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載フォーマットは再処理施設の既認可と整合を図ったものとする。 共通、個別にかかわらず、適用するものを全て記載する。
準拠すべき主な法令、規格及び基準	1 炉 規 法	2 炉 規 法 施 行 令	3 廃 棄 物 管 理 規 則	4 廃 棄 物 管 理 施 設 許 可 基 準 規 則	5 廃 棄 物 管 理 施 設 技 術 基 準 規 則	6 日 本 産 業 規 格 — J I S —	7 J E A G 4 6 0 1	8 日 本 建 築 学 会 — 鋼 構 造 設 計 基 準 —	9 J S M E 規 格	10 ク レ ー ン 等 安 全 規 則	11 ク レ ー ン 構 造 規 格	12 日 本 建 築 学 会 各 種 構 造 設 計 及 び 計 算 規 準	13 日 本 電 機 機 工 業 会 規 格 (J E M)	14 日 本 電 線 工 業 会 規 格 (J C S)	15 告 示 8 号	16 建 築 基 準 法	17 建 築 基 準 法 施 行 令	18 消 防 法	19 消 防 法 施 行 令	20 安 衛 法																																																																																																																																																																																																																																						
炉規法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
炉規法施行令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
廃棄物管理規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
廃棄物管理施設許可基準規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
廃棄物管理施設技術基準規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
J E A G 4 6 0 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
JSME規格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
告示 8 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
消防法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
安衛法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
管理施設	ガラス固化体貯蔵建屋	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	ガラス固化体貯蔵設備																																																																																																																																																																																																																																																							
管理施設	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							